

厚木市指定管理者候補者選定の審査方針に係る事務取扱いについて

厚木市指定管理者候補者選定の審査方針に基づき、厚木市指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）が行う指定管理候補者選定の審査に係る事務の取扱いについては次のとおりとする。

1 書類審査及びヒアリング審査における評価点について

各項目の審査の評価は次の 5 区分により行うものとする。

評価点の考え方	配点（10 点）	配点（15 点）	配点（20 点）
基準を大きく上回っている	10 点	15 点	20 点
基準を上回っている	8 点	12 点	16 点
基準を満たしている	6 点	9 点	12 点
基準を下回っている	4 点	6 点	8 点
基準を大きく下回っている	2 点	3 点	4 点

2 書類審査及びヒアリング審査における選定基準について

書類審査及びヒアリング審査において、選定評価委員会委員の採点結果が次の要件を満たさない場合は、指定管理者候補者として選定しないものとする。

- (1) 採点合計が基準点以上の委員が過半数
- (2) 各委員の採点合計の平均点が基準点以上

3 同点時の判断方法

審査方針に基づく書類審査及びヒアリング審査の採点の結果、同じ総合評価点の者が 2 者以上ある時は、次の基準により上位の候補者を選定する。

- (1) 「管理経費」の得点の高い者
- (2) (1) が同点の場合は、「業務水準の維持、向上方策」の得点（書類審査

- 及びヒアリング審査の合計点)が高い者
- (3) (2)が同点の場合は、委員の多数決で決する。(ただし、同数の場合は委員長の決による。)

4 選定結果等の公表

厚木市指定管理者候補者選定の審査方針(以下「審査方針」という。)に基づく選定結果等の公表については、次のとおりとする。

- (1) 厚木市指定管理者選定評価委員会(以下、「選定評価委員会」という。)における選定結果及び選定理由並びに会議録は公表するものとする。ただし、選定評価委員会の審議は非公開とする。
- (2) 公表については、透明性の確保に留意しつつ、選定評価委員会での率直な意見交換、応募団体の営業・技術・信用の保護などにも配慮し、原則、以下の内容を公表するものとする。

- ア 応募団体名
- イ 指定管理者候補者名及び次点者名
- ウ 採点結果
- エ 選定理由
- オ 会議録(選定評価委員会での意見等)